有機農業の推進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とするものとすること。

(第一条関係)

第二 定義

この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子 組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業 生産の方法を用いて行われる農業をいうものとすること。

(第二条関係)

第三 基本理念

一 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機

農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならないものとすること。

- 二 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならないものとすること。
- 三 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならないものとすること。
- 四 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならないものとす

ること。

(第三条関係)

第四 国及び地方公共団体の責務

- 一 国及び地方公共団体は、第三の基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、 及び実施する責務を有するものとすること。
- 二 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものと すること。

(第四条関係)

第五 法制上の措置等

政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとすること。

(第五条関係)

第六 基本方針

- 一 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとすること。
- 二 基本方針においては、有機農業の推進に関する基本的な事項、有機農業の推進及び普及の目標に関する事項、有機農業の推進に関する施策に関する事項その他有機農業の推進に関し必要な事項を定めるものとすること。
- 三 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならないものとすること。
- 四 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。

(第六条関係)

第七 推進計画

一 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画(以下「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならないものとすること。

二 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。

(第七条関係)

第八 基本的な施策等

- 一 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとすること。
- 二 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする こと。
- 三 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとすること。
- 四 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとすること。

- 五 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとすること。
- 六 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとすること。
- 七 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができるものとすること。
- 八 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を 反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。

(第八条から第十五条まで関係)

第九 その他

一 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(附則第一項関係)

二 その他所要の規定を整備すること。